

# NewsLetter

---

## | GENERAL TOPIC

---

1 ....大型造船企業 3 社の特許出願1,000件時代が終了?

---

## | PATENTS

- 5 ....国内主要企業における最近の産業技術の動向
  - 6 ....ドローン関連デザイン出願件数2015年から急増
  - 8 ....医薬品特許審判施行、2 年にして審判件数84%減少
  - 9 ....市場規模年間 7 兆、ハーセプチンのバイオシミラー競争過熱
  - 9 ....特許発明、法的制約により遅延した場合、存続期間を延長すべき
- 

## | TRADEMARKS

- 10 ....改正不競法にもとづき、Dead copy 製品も刑事制裁の対象となる  
(2017年 7月 18日 施行)
  - 11 ....デザイン保護法及び商標法改正 (2017年 9月 22日 施行)
- 

## | GENERAL LAW

- 12 ....大邱高等法院、営業秘密侵害による賠償金額範囲を提示
  - 12 ....懲罰的損害賠償制導入、製造物責任法改正案国会通過
- 

## | LEE NEWS

- 14 ....ドライアイ 1 位のジクアスが、国内製薬会社との特許紛争に相次いで勝訴
  - 14 ....New Member: 李英尙弁理士
  - 15 ....韓中日セミナー参加
  - 15 ....LTE 技術セミナー及び 4次産業セミナー開催
-

# GENERAL TOPIC

## GENERAL TOPIC

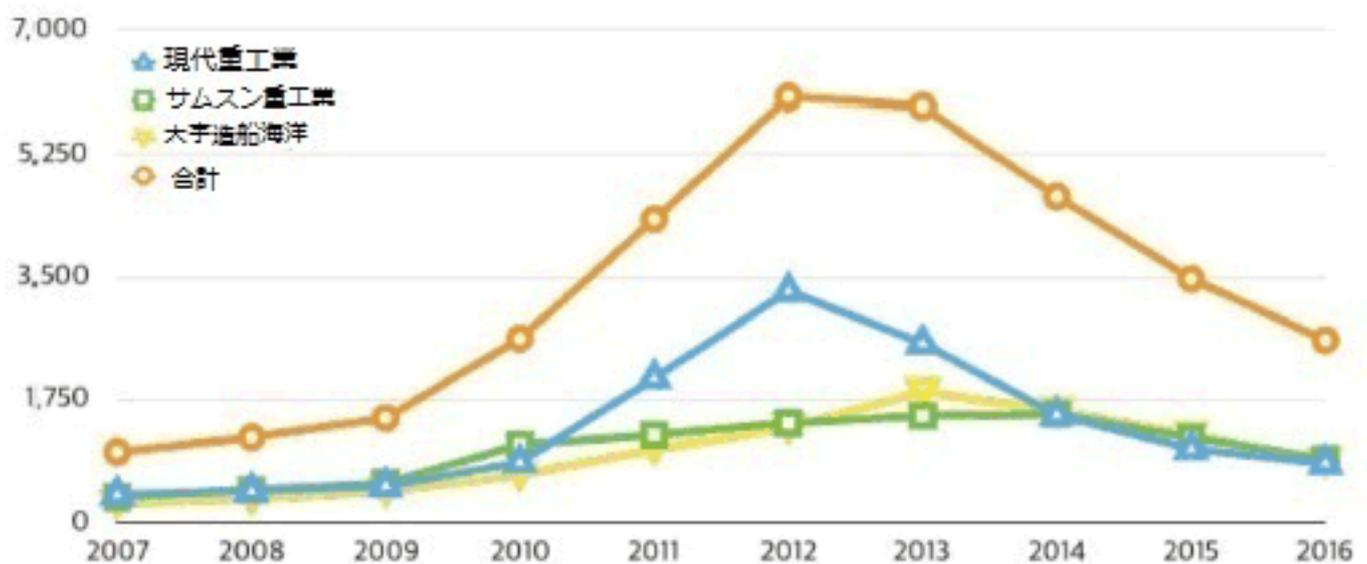
### 大型造船企業 3 社の特許出願 1,000 件時代が終了？

#### 造船産業、今こそ特許で復活するとき

特許庁が昨年、国内大型造船企業 3 社の特許出願を集計した結果、造船企業 3 社の特許出願がすべて 1,000 件以下に減少し、2010 年にサムスン重工業が 1,101 件を出願したことから始まった造船分野の特許出願 1,000 件時代は 6 年でその幕を降ろした。

昨年の各企業別特許出願件数をみてみると、サムスン重工業は 898 件、大宇造船海洋(Daewoo Shipbuilding & Marine Engineering)は 861 件、現代重工業は 834 件と造船企業 3 社いずれも類似した水準を記録したが、前年対比平均 25.4% 急減した。これは、造船業界の苦境が特許出願にそのまま反映されたものと思われる。

[国内大型造船企業 3 社の特許出願動向]



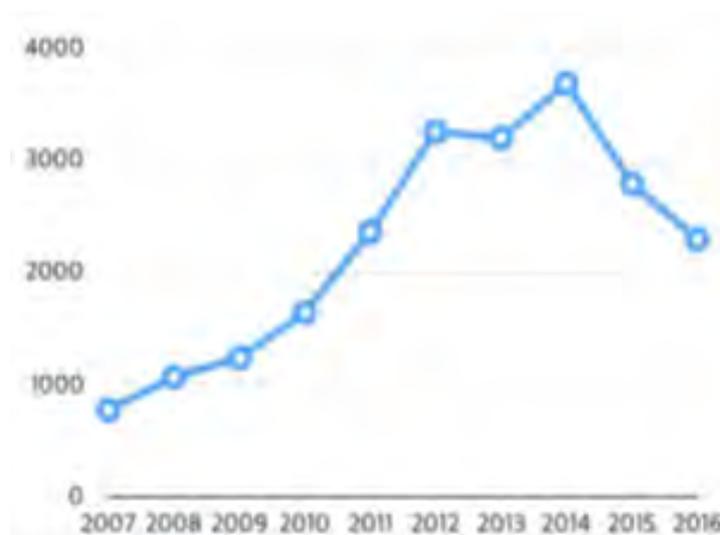
(資料 : KIPO)

# GENERAL TOPIC

年度	現代重工業	サムスン重工業	大宇造船海洋	合計
2007	383	351	260	994
2008	435	451	319	1,205
2009	505	546	430	1,481
2010	846	1,101	669	2,616
2011	2,051	1,240	1,034	4,325
2012	3,300	1,410	1,340	6,050
2013	2,548	1,513	1,856	5,917
2014	1,525	1,541	1,585	4,651
2015	1,041	1,197	1,238	3,476
2016	834	898	861	2,593

これを具体的にみてみると、昨年、造船分野の核心である船舶分野（IPC B632基準）の特許出願件数は、持続的な受注難と構造調整等の経営環境の悪化により、2,301件（前年対比17.7%減少）に留まり、特許出願が最も活発であった2014年（3,692件）の62%水準に過ぎないことが明らかになった。

[船舶分野の特許出願動向]



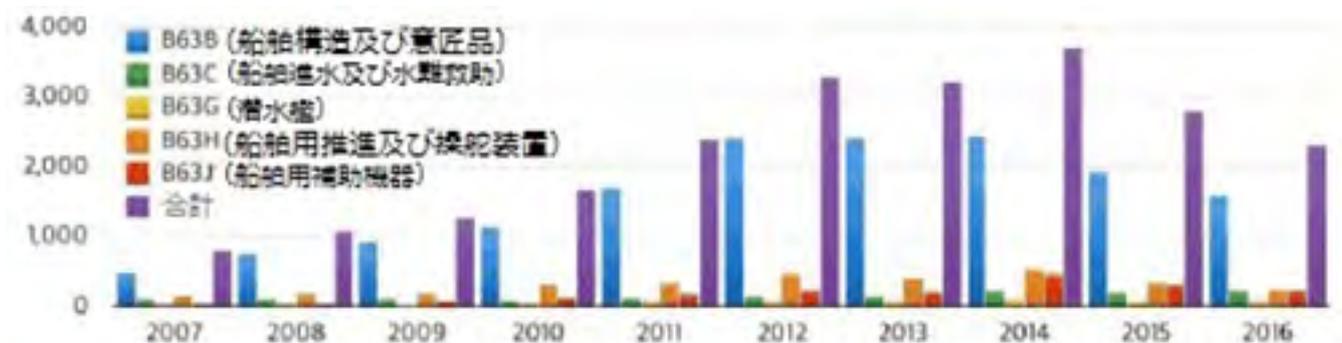
(資料：KIPO)

年度	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
件数	774	1,069	1,237	1,646	2,363	3,261	3,203	3,692	2,795	2,301

# GENERAL TOPIC

5つの細部技術別特許出願件数（出願率）をみると、2014年に船舶構造及び意匠品：2,415件(65%)、船舶用推進及び操舵装置：526件(14%)、船舶用補助機器：439件(12%)、船舶進水及び水難救助：221件(6%)、潜水艦分野：91件(3%)だったものが、昨年それぞれ1,583件(69%)、229件(10%)、226件(10%)、208件(9%)、55件(2%)に減少したと調査された。

[船舶分野の細部IPC別特許出願動向]



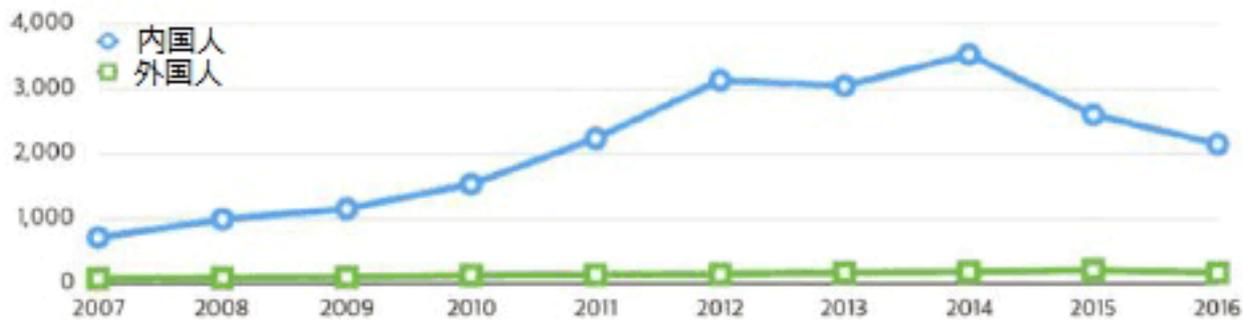
(資料：KIPO)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
B63B	465	739	913	1,126	1,688	2,396	2,410	2,415	1,919	1,583
B63C	89	92	87	75	116	129	131	221	189	208
B63G	30	27	23	48	70	70	72	91	76	55
B63H	150	167	162	291	331	443	398	526	310	229
B63J	40	44	52	106	158	223	192	439	301	226
合計	774	1,069	1,237	1,646	2,363	3,261	3,203	3,692	2,795	2,301

また、ここ3年間の船舶分野における国内出願の外国人の特許出願件数をみてみると、2014年の171件から2015年には200件に増加したが、昨年は159件と前年対比20.5%減少し、国内造船産業の不況が外国人の国内出願にも影響を与えたものと思われる。

# GENERAL TOPIC

[船舶分野における内外国人の特許出願動向]



(資料 : KIPO)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016
内国人	704	985	1,144	1,526	2,230	3,123	3,042	3,521	2,595	2,142
外国人	70	84	93	120	133	138	161	171	200	159

また、特許庁は、造船分野の特許出願の増加及び特許競争力の強化のために、当該業界における戦略的に特許経営を支援するカスタマイズ型「IP-R&D特許セミナー」を開催し、産業現場とのコミュニケーションと協力のための「公衆審査」を実施するとともに、「造船海洋の日」に優秀発明家を発掘して褒賞する等の支援を持続的に行っていく予定だ。

特許庁のクォン・ヨンホ次世代輸送審査課長は「最近、造船業界の経営難により特許出願が大幅に急減したことが深く懸念される。優秀な人材、核心技術、そして特許権の確保が、迫る国内造船産業の復活のための最後の堡壘であることを忘れてはならない」と強調した。

# PATENTS

## PATENTS

### 国内主要企業における最近の産業技術の動向

#### サムスン電子、「5G」無線通信の核心チップ開発 & 半導体ファウンドリー事業部新設

サムスン電子は、5G無線通信用ミリ波無線高周波数集積回路（RFIC）チップを自社開発した。サムスン電子が開発した5G無線通信用RFICチップは、28GHz帯域を支援する。サムスン電子の5G無線通信用RFICチップの消費電力は業界最小水準で、通信網運営費用の削減が可能であり、5G通信機器のバッテリー使用時間も画期的に増加させることができる。

サムスン電子が半導体事業を担当するDS (Device Solution)部門に「ファウンドリ (Foundry) 事業部」を新設した。既存のシステムLSI事業部をファブレス (Fabless) とファウンドリ事業部に分離したということだ。サムスン電子がファウンドリ事業をシステムLSI事業部から独立させることで、顧客企業が総合半導体企業 (IDM : Integrated Device Manufacture)であるサムスン電子よりも、純粋なファウンドリ企業に委託生産を任せる傾向があった不利な状況を多少解消できるものと期待されている。

#### SKハイニックス、72段ナンドを初開発 & ファウンドリ事業部分社

SKハイニックスが世界で初めて72段256Gbの3次元ナンドフラッシュ開発に成功した。SKハイニックスは、既存の量産設備をそのまま使いつつも、同じ面積のウェハから確保できる保存用量を30%高め、チップ内部に高速回路設計を適用してチップ内部の動作速度を2倍に高め、データ読み取り速度も20%向上させた、と説明した。SKハイニックスは、今後、同チップを次世代保存装置であるSSD (solid state drive) やスマートフォン用製品 (eMMC) に適用するために、コントローラ等を結合してソリューション化する技術を開発する予定だ。

SKハイニックスは、純粋なファウンドリ事業に責任経営制を強化して事業競争力を高めるために、ファウンドリ事業部を独立子会社として分社することにした。新設された子会社の名称は「SKハイニックスシステムIC (仮称)」に決めた。SKハイニックスシステムICは、最近需要が急増している指紋認識センサ集積回路 (IC) を含み、フォースタッチチップ等、新たなファウンドリ生産工程を開発するという計画を立てた。

# PATENTS

## LG電子、初のスマートフォン特許訴訟を提起

LG電子は2017年3月28日、米国スマートフォン製造社「ブルー（BLU）」が自社標準特許5件を侵害したとして米国国際貿易委員会（ITC）にスマートフォン販売の差し止めを求めた。また、米デラウェア地方法院に、ブルーを相手取り特許侵害損害賠償訴訟を提起した。LG電子は昨年からブルーに4回にわたって警告状を送ったが、ブルーがこれに応じなかったため特許訴訟提起し、LTE標準特許保護に乗り出したものだ。LG電子が北米市場に力を入れている立場から、安価なスマートフォンを武器に急速に現地市場に食い込んできた後発事業者を牽制するための布石とも解釈しえる。

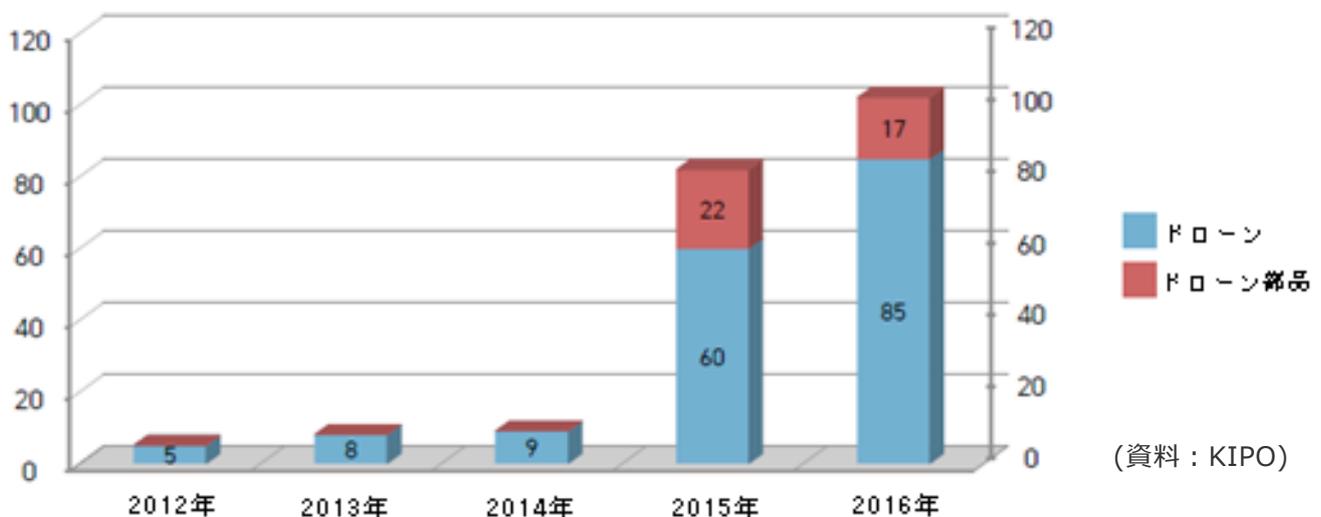
## ドローン関連デザイン出願件数2015年から急増

### 中小企業・個人出願が成長の勢いを引っ張る

特許庁の調査によれば、ドローン（無人航空機）関連デザイン出願は、初めて出願された2008年には2件に過ぎなかったが、2016年には102件と50倍ほど増加した。

ドローン関連出願は2014年までは1年に10件にも及ばない微々たる水準であったが、2015年から急増し、昨年102件を記録した。2015年の場合、前年対比800%超の爆発的な成長の勢いをみせたが、これは、21世紀初めに米国で軍事用として誕生したドローンが民間市場で拡大し、その影響が韓国にも及んだためと推定される。

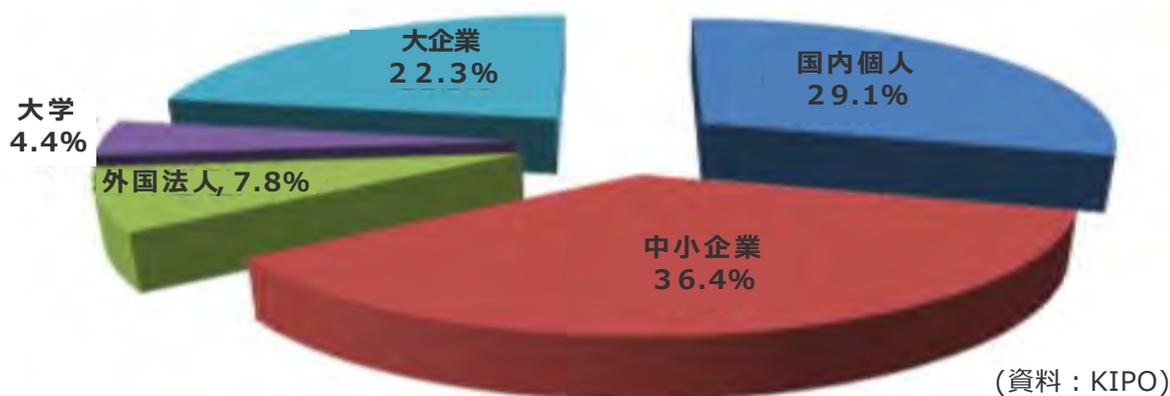
[年度別ドローン関連デザインの出願現況（最近5年）]



# PATENTS

出願主体別では、ここ5年間、中小企業が36.4%で1位、個人が29.1%で2位、大企業が22.3%で3位であることから、中小企業及び個人がドローン出願を主導していることが分かる。現在、世界民間ドローン市場において20位以内に韓国企業は入っていないが、今後、大企業も本格的にドローン市場に投資を増やす場合、韓国企業の出願も大幅に増加するものと予想される。

[出願主体別のドローン出願現況 (最近5年)]



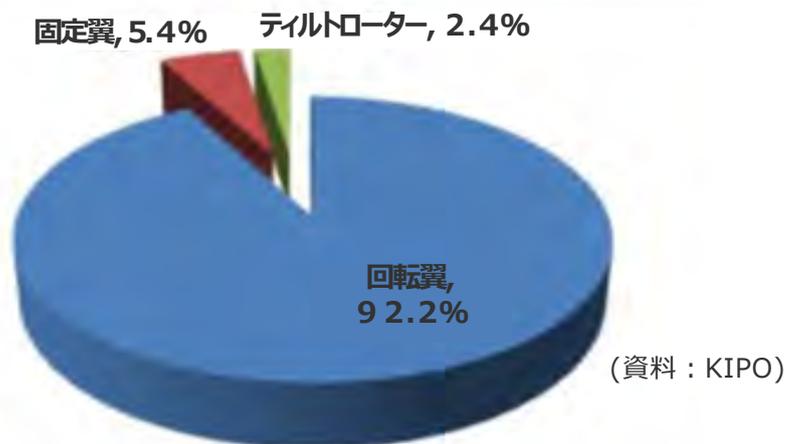
ドローンは用途面において軍事用・産業用・教育用に分けることができ、産業用ドローンの場合、カメラが装着されている各種監視・偵察・撮影・測定用、農薬や薬剤等の散布用、及び災難対応用のドローンが出願されている。

また、形態面においては、回転翼、固定翼、及びティルトローター型ドローンに分けることができるが、現在は回転翼ドローンが92.2%で出願の大多数を占めており、中でも4つのプロペラを有するクアッドコプターが主流である。回転翼ドローンは、そ

の場での飛行と垂直上下昇降が可能のため産業用に適し、固定翼ドローンは、継続的に一定速度以上で飛行するため軍事用ドローンに適しているが、回転翼ドローン出願が多いのは、現在産業用ドローン市場が拡大していることとも関連があるものと推定される。

# PATENTS

[ドローン形態別デザイン出願件数及び類型（最近5年）]



特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「ドローン市場は新成長産業として、現在、中国、米国等が主導しているが、今後、韓国の参与が拡大し、デザイン出願もまた継続的に増加するものと予想する」とし、「ドローン産業がさらに活性化し、多様な主体がドローンに関心を持つようになれば、デザイン権等の知財権の重要性が徐々に大きくなると思う」と明らかにした。

## 医薬品特許審判施行、2年にして審判件数 84%減少

**無分別な特許審判提起を減らし、優先販売権を取得するための戦略的な審判提起が増加**

医薬品特許審判の提起件数が2年にして84%も減少したことが明らかになった。特許庁によれば、医薬品許可特許連携制度が施行され

た2015年に提起された特許審判は1,957件であったが、2016年には311件と大きく減少し、2017年3月までに提起された特許審判は154件だ。医薬品特許審判は、2015年に導入された医薬品許可特許連携制度によって請求が増加した。しかし、無分別な特許審判提起による時間と費用の浪費問題を認識し実益がないと判断した製薬会社が、最近は無効審判等を請求するよりは特許回避戦略でジェネリック上市の機会を伺うようになり、特許審判件数は安定化した。

2016年に提起された特許審判311件のうち95%に達する294件が権利範囲確認審判（特許回避）だ。これについて特許審判院は「製薬会社がオリジナル医薬品の源泉特許の無効化が困難とみるや、特許権者の権利範囲を回避する方向に審判戦略を修正したためと思われる」と分析した。

# PATENTS

## 市場規模年間7兆、ハーセプチンのバイオシミラー競争過熱

### セルトリオン・サムスンに続き東亜ソシオホールディングスも開発に挑戦

多国籍製薬会社ロシュ（Roche）の子会社であるジェネンテック（Genentech）が開発したハーセプチンは、乳がんと転移性胃がんの治療剤として全世界で年間68億ドル（約7兆7千億ウォン）以上を売り上げる超大型品目だ。ハーセプチンに対する国内特許は組成物特許1件で、2019年5月に満了する予定だ。

セルトリオン（Celltrion）は2013年にハーセプチンのバイオシミラー（製品名：ハジマ（Herzuma））を開発して、食品医薬品安全処に製品許可申請を行い、2014年に販売許可を受けた。また、2016年10月には、欧州医薬品庁（EMA）に販売許可申請を行い、2017年4月12日には日本厚生労働省に販売許可申請を行った。現在、米国販売を準備中だ。

サムスンバイオエピス（Samsung Bioepis）も欧州販売を推進中だ。サムスンバイオエピスは2016年9月にEMAに販売許可申請を行った。セルトリオンより約20日ほど早い許可申請であると同時に、サムスンバイオエピスがEMAに販売許可を申請した初の抗がん剤だ。

東亜ソシオホールディングスは、DMバイオとともに

に、2017年4月14日、アルテオジェン（Alteogen）と「バイオ医薬品生産及び研究協力に関する了解覚書」を締結した。今回の了解覚書の締結により、DMバイオとアルテオジェンは、アルテオジェンが開発中のハーセプチンのバイオシミラー（ALT-02）のグローバル臨床Ⅲ相のための臨床試料生産と、産業化後の製品生産に相互協力していく予定だ。

## 特許発明、法的制約により遅延した場合、存続期間を延長すべき

### 特許法院2017年3月16日宣告2016ホ21判決 - 存続期間延長無効（特）審決取消の訴 -

特許法院の特別裁判部は、2017年3月16日国内製薬会社の亜洲薬品（Aju Pharm）とナビファーム（Navi Pharm）が、抗凝固剤であるイグザレルト錠の特許権を有するドイツ製薬会社のバイエル薬品を相手取って出した存続期間延長無効審決取消訴訟（2016ホ21等）において、医薬品特許権者を保護する「医薬品特許権存続期間延長制度」に対する具体的な基準を初めて提示した。

特許権の存続期間延長を規定した特許法第89条では「特許権の許可手続等により特許発明を実施できなかった期間」を存続期間として延長す

# TRADEMARKS

ると規定しており、特許権者に責任のある事由により所要した期間は上記期間に含まないと定めているが、これまで、存続期間延長に関する具体的なかつ明示的な基準がなかった。

特許裁判部は、今回の事件判決要旨において「『責任のある事由により所要した期間』とは、特許権者の帰責事由によって薬事法等の許可等が実際に遅延した期間、すなわち、特許権者の帰責事由と薬事法等による許可等の遅延との間に相当な因果関係が認められる期間を意味する」と明らかにし、食品医薬品安全処内の医薬品審査部署のうち「いずれか1つの部署の補完要求により補完期間を所要したとしても、他の部署で審査が進められている場合には、当該補完期中の他部署における審査期間と重複する期間についてだけは、特許権者等の帰責事由により許可が遅延したとはいえないので、上記重複する期間は、本件延長発明を実施できなかった期間から除外することはできない」と判示した。

また、特許裁判部は、今回の事件において特許発明を実施できなかった期間の自至に対する基準を明確にし、「始期は特許権者等が薬事法等による許可等を受けるのに必要な活性・安全性等の試験を開示した日又は特許権者の設定登録日のうち遅い日となり、終期は薬事法等による許可等の処分がその申請人に到達し、処分の効力が発生した日」とした。

## TRADEMARKS

### 改正不正競争法にもとづき、 Dead copy 製品も刑事制裁の対象となる (2017年7月18日施行)

現行不正競争防止法によれば、他人が製作した商品の形態を模倣した商品を、譲渡・貸与・展示する行為も不正競争行為に含まれ(一名、dead copy 規定)、これに該当する行為は民事規制対象になると規定している。不正競争防止法が規定している dead copy 規定は次の通りである。

リ、他人が製作した商品の形態(形状・模様・色彩・光沢又はこれを結合させたものごと、試作品又は商品紹介書上の形態を含む。以下同様)を模倣した商品を譲渡・貸与又はそのための展示をしたり、輸入・輸出する行為。但し、次のひとつに該当する行為は除く。

- (1) 商品の試作品製作等商品の形態が備わった日から3年が過ぎた商品の形態を模倣した商品を譲渡・貸与又はそのための展示をしたり、輸入・輸出する行為
- (2) 他人が製作した商品と同種の商品が通常備える形態を模倣した商品を、譲渡・貸与又はそのための展示をしたり、輸入・輸出する行為

# TRADEMARKS

しかし、2017年7月18日施行の新しい改正法によれば、dead copy 規定に違反した行為は、民事規制だけでなく刑事規制の対象にもなるとされ、dead copy 規定に違反した場合、3年以下の懲役または3千万ウォン以下の罰金に処するよう改正された。

また、過去には行政庁での自律調査・検査の対象とはならなかった dead copy 規定違反物品も、新しい改正法によれば、行政庁の調査・検査対象となるよう追加された。

旧法によれば、本人の新しいデザインをそのまま模倣して販売する侵害者に対しては民事的な制裁だけが可能であり、原権利者に時間的・費用的負担が大きかった。しかし、新しい改正法によって、刑事処罰規定が導入されることにより、原権利者にとってはより柔軟にデザイン盗用を防止できる契機となるはずである。

## デザイン保護法及び商標法改正 (2017年9月22日 施行)

デザイン保護法が改正され、2017年9月22日の施行を控えている。具体的な内容は次のとおり。

**新規性喪失の例外主張期間の延長及び時期拡大**  
現行法によれば、新規性喪失の例外主張期間

は6ヶ月で、主張可能時期は意見書提出時までだった。しかし、改正デザイン保護法では、新規性喪失の例外主張期間が6ヶ月から12ヶ月に延長され、主張可能時期も拒絶理由通知に関係なく、登録決定時まで出願人が自由に主張できるようになった。

## 優先権主張書類の認定範囲拡大

現行法では、特許庁は優先権主張認定書類として certified copy of the priority document issued by the Office of origin where the basic application was filed のみを認めているが、改正デザイン保護法では、WIPO 接近コード等出願を電子的に確認することができれば、特許庁がこれを認めることにし、優先権主張書類の認定範囲が拡大された。

## 罰金刑の整備

罰則部分において、偽証罪、虚偽表示罪、虚偽行為罪等に対する基準を、懲役1年当り1千万ウォンの比率で整備した。これにより偽証罪は5年以下の懲役又は5千万ウォン以下の罰金、虚偽表示罪は3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金、虚偽行為罪は3年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処すよう改正された。

当該偽証罪、虚偽表示罪、虚偽行為罪に対する罰金刑の整備は商標法でも同一に改正され、2017年9月22日から施行される。

# GENERAL LAW

## GENERAL LAW

### 大邱高等法院、営業秘密侵害による賠償金額範囲を提示

かつて勤務した会社の核心技術と人力を引き抜き、競争企業を創業した前職役員等が78億ウオンの損害賠償をする立場に立たされた。法院が「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」上の営業秘密を侵害したと認めた形だ。法院は今回の判決を通し、これまで見解が分かっていた営業秘密の侵害による「損害賠償額の範囲」に対するガイドラインを明確に提示した。

大邱高等法院民事2部は11日、先端切削工具等の素材である「超硬合金(Hard metal)」を生産する会社が、元代表等6名を相手取って出した営業秘密侵害等訴訟(2016ナ1602)にて、「78億ウオンを支給せよ」とし原告一部勝訴判決をくださった。これは1審にて認めた72億ウオンより賠償額を6億ウオンほど引き上げた金額だ。

裁判部は「厳しい製作工程を経る超硬合金の成分配合・攪拌等に関する技術と、その品質要求事項を満足させる原料供給会社に関する情報は、全て営業秘密に該当する」とし、「元代表等はそのような資料を密かに持ち出し、海外取引先であった日本企業から資金援助を受け、自身が作った会社の工程にそのまま移して使用した事実が認められる」と説明した。

また、「技術を盗用して作った製品のために、被害会社の売上は毎年減少し、2011年に430億ウオンだった売上は2015年には280億ウオンにまで大きく減少した。これは技術流出による結果であることが認められる」と明らかにした。

さらに、「不正競争防止法は営業秘密侵害行為がなかったら販売可能だった品物の数量の代わりに、侵害者が譲渡した品物の譲渡数量を立証して損害額を請求することができるようにしている」としつつ、「元代表等は、被害会社の営業秘密保護期間である2012年から2015年まで同種の製品のみを生産・販売して売上を上げていたので、当該期間の年売上額全部が営業秘密を侵害して得た利益と見なさなければならない」と判示した。

今回の判決は、法院が不正競争防止法により営業秘密を侵害した会社の売上高に技術流出された会社の(限界)利益率を掛ける方式で損害賠償額を算定し、その結果、相当な巨額を認容した点で意味がある。

### 懲罰的損害賠償制導入、製造物責任法改正案国会通過

企業が製品の欠陥を知らながらも必要な措置をとらず、消費者の生命・身体に重大な被害を及

# GENERAL LAW

ばしたときには、損害額の最大3倍まで懲罰的損害賠償責任を負うことになる。国会は30日に本会議を開き、このような内容の製造物責任法改正案を在席議員204名中、賛成194名、反対2名、棄権8名で可決する等、法律案79件を通過させた。

製造物責任法改正案は、製造業者が製造物の欠陥を知らながらも必要な措置をとらず、消費者が生命や身体に重大な損害を被った場合、発生した損害額の最大3倍まで賠償責任を負うようにすることを内容としている。加湿器殺菌剤被害事態のような企業の反社会的営利行為を防止するための措置である。

被害者が、△正常な使用状態で製造物に損害が発生した事実、△製造業者の実質的な支配領域に属する原因によって損害がもたらされた事実、△製造物に欠陥がなければ通常損害は発生しないという事実等の3つの事実を証明すれば、製造物を供給した当時、該当製造物に欠陥があり、その欠陥によって損害が発生したものと推定される。消費者の立証責任を軽減するための措置である。しかし、製造業者が製造物の欠陥でない他の原因により損害が発生した事実を証明した場合には免責される。

現行法上も製造業者は、製造物の欠陥により生命・身体又は財産に損害を被った被害者にその損害を賠償するように規定されているが、製品欠

陥をはじめ、欠陥と損害との因果関係を被害者が直接立証しなければならないため、実質的に損害賠償を受けるのは難しいと持続的に批判されてきた。大法院もこれを考慮し、「製造物が正常に使用された状態で事項は発生した場合等には、製品に欠陥があり、その欠陥により事故が発生したと推定し、消費者の立証責任を緩和することが、損害の公平・妥当な負担を原理とする損害賠償制度の理想に合っている」と判示したことがある。

被害者が製造業者を知りえない場合には、製造物を営利目的で販売・貸与等の方法で供給した会社が損害賠償責任を負うことになる。供給会社が被害者や法定代理人の要請により一定期間内に製造業者を告知した場合には免責される。

これとともに改正案は、法院が賠償額を定めるとき、△故意性の程度、△製造物の欠陥により発生した損害の程度、△製造物の供給により製造業者が取得した経済的利益、△製造物の欠陥により製造業者が受ける刑事処罰・行政処罰の程度、△製造物の供給が持続した期間・供給規模、△製造業者の財産状態、△製造業者が被害救済のため努力した程度等を考慮するようにした。改正案は公布後1年が過ぎると施行され、法施行後に初めて供給される製造物から適用される。

# LEE NEWS

## LEE NEWS

### ドライアイ 1 位のジクアスが、国内製薬会社との特許紛争に相次いで勝訴

#### 16社、存続期間延長・特許無効化に失敗… 残りの紛争も「一難さってまた一難」

国内ドライアイ治療剤市場 1 位を独走している韓国参天製薬の「ジクアス (Diquas)」の特許延長を阻止するための国内製薬会社の挑戦が、次々と失敗に終わっている。

三一製薬 (Samil Pharm) 国際薬品、ファンイン製薬 (Whan In Pharm)、鍾根堂 (Chong Kun Dang)、韓美薬品 (Hanmi Pharm)、ドリームファーマ (Dream Pharma)、イントロファームテック (Intro Pharm & tech)、亜洲薬品 (Aju Pharm) 等が提起した、韓国参天製薬の「プリン受容体作用物質を用いたドライアイの治療方法」の存続期間延長無効審判に対し、リ・インターナショナル特許法律事務所が韓国参天製薬を代理して審判を進めた結果、2017年 5 月 19 日、特許審判院はすべての請求人の棄却審決を下した。

同時期に存続期間延長無効又は特許無効を提起した JW 中外新薬 (JW Choongwae ShinYak)、コーロン製薬 (Kolon Pharmaceutical)、ナビファーム (Navi Pharm)、ヒューオンズ・グローバル (Huons Global)、安国薬品 (Ahngook

Pharm)、YooYoung 製薬等の製薬会社もすべて審判自体を取下げた。国内企業の棄却失敗により当該特許は 2018 年まで延長された特許を維持できるようになった。

### New Member: 李英尚弁理士



李英尚弁理士

李英尚弁理士は、プリンター、AI、及び UI/UX を含む電気電子技術分野の特許出願及び関連登録業務に対する経歴を有する。リ・インターナショナル法律事務所入社以前は、米 Stanford Venture Group にてインターン勤務(2008)した後、LEE & MOCK 特許法人にて電気電子分野の弁理士として勤務(2016~2017)。2016年には第53回弁理士2次試験制御工学検討委員として活動。KAIST 電気電子工学科卒業(2008)。ソウル大学校技術経営経済政策大学院にて修士学位取得(2010)。

# LEE NEWS

## 韓中日セミナー参加

リ・インターナショナル特許法律事務所の金眞會副所長・弁理士が韓国、中国、日本の特許出願の進歩性判断基準セミナーに発表者として参加しました。

台湾の全国工業総会(Chinese National Federation of Industries)の主催で行われた今回のセミナーは、韓中日の特許審査基準の類似点と相違点を検討し、台湾の審査基準改正に反映するために開かれ、当所の金副所長は「韓国特許の進歩性判断基準」について発表しました。



## LTE 技術セミナー及び 4次産業セミナー開催

リ・インターナショナル特許法律事務所は最近 이슈となっている LTE 技術と 4次産業革命に関するテーマでそれぞれのセミナーを行いました。本セミナーでは建国大学校のチェ・スハン教授と当所の李相琪本部長が講演し、専門家間の相互交流と最新情報を共有する特別な機会となりました。





# Lee International

IP & LAW GROUP

Since 1961



## Your trusted local advisor

Lee International IP & LAW GROUP は、1961年の創立以来、知識財産権法務を専門とする韓国屈指のローファームであり、出願や訴訟はもちろんあらゆる法律問題に対し、長年の歴史と経歴に基づいた最上のリーガルサービスをお客様に提供しております。

設立者である李允模博士(1918~1983)は、1960年まで韓国特許庁長を歴任し、韓国知識財産権の法体系の整備と確立に多大な貢献をなすとともに、韓国知識財産権業界の発展にも寄与した業界の先駆者であり、大韓弁理士会の会長を四期にわたり歴任する等の功績により、大統領賞を二度受賞しました。また、李博士は韓国の『発明の日』を制定した人物でもあります。

このような経歴をもつ李博士により設立され、『最高の質と迅速な対応』という経営哲学を継承する Lee International IP & Law Groupの弁理士、弁護士、並びにスタッフ一同は、最高のリーガルサービスをお客様にご提供すべく、絶え間ない努力を積み重ねて参りました。その努力の成果は、韓国の特許出願における平均特許成功率が約70%であるのに対し、当所の平均特許成功率が全体平均の10%以上を上回っている事実によって証明されており、これは、該当特許分野に精通した担当弁理士と技術スタッフによる、先端専門技術に対する検討分析能力向上のための日ごろからの努力による賜物であると言えます。

商標分野では、商標出願の高い登録率はもとより、異議申立、審判、抗告においても高い勝訴率を記録しております。また、豊かな経験と独自のノウハウに基づいた卓越した商標検索能力によりお客様の登録権利及び著名商標の保護に万全を期しております。

なお、著作権法、コンピュータープログラム保護法、営業秘密保護法、独禁法、ライセンス、合併事業等の法律分野においても、ベテラン弁護士が、お客様からのあらゆるご要望に迅速かつ的確に対応し、知識財産権分野以外にも、一般訴訟・仲裁、企業の法務、関税・国際通商を含む包括的なリーガルサービスを提供できるようOne-Stop処理システムで対応しております。

当所は、『常に謙虚な姿勢で“迅速”、“的確”、“丁寧”に』をモットーに、所員一同高品質のサービス提供に努めております。特に、日本語の習得には全所員が力を入れ、日本のお客様にご満足いただける高レベルの日本語によるリーガルサービスを提供しております。